

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	4-1
処分の種類	輸出水産業の事業場登録の取消			
根拠法令条例等・条項	輸出水産業の振興に関する法律第4条第1項			
処分の概要	輸出水産業の事業場登録の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】輸出水産業の振興に関する法律 (登録の取消) 第四条 都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律の規定に違反したとき。 二 次項の規定による命令に違反したとき。 三 不正の手段により登録を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			